

五島列島観光実態調査業務委託 仕様書

1．本調査の目的

本業務では、五島市、新上五島町及び小値賀町（以下、「五島列島」という。）の観光需要を高め、域内で「もう一泊」してもらえるようにするため、域内を訪れた観光客について、その動向（目的、情報収集手段、参加した体験プログラム等）や意識（満足度、再来訪意欲等）などの実態を把握する調査、全国での五島列島の認知度等についての調査及び五島列島の観光関係事業者に対する施設状況等の調査を行い、調査結果等を踏まえた分析・提言から、五島列島各市町のリピーター獲得を図るための企画立案に資することを目的としている。

2．事業概要

- （１）インターネット等を活用した調査
- （２）調査結果を踏まえた分析・提言
- （３）令和６年度調査結果との比較・分析
- （４）業務実施報告書及び同報告書の概要版の作成

3．業務内容

業務内容の詳細は下記のとおりである。

（１）インターネット等を活用した調査

五島列島に来訪した観光客（帰省・ビジネス等も含む）や全国の一般消費者及び五島列島の観光事業者を対象に、インターネット等を活用し、以下の～の調査を実施すること。なお、～の調査は令和７年１０月１７日までに終えること。

令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに五島列島を来訪した観光客（帰省・ビジネス等も含む）を対象とした調査

五島列島を訪れた際の旅前・旅中の情報源やルート、旅後の満足度や体験意向を把握することを目的とした調査を実施するもの。

- ・携帯電話等のGPSを活用し、上記期間内に五島列島へ来島した観光客に対してインターネット等を活用した調査を実施すること。なお、当協議会が実施した令和６年度五島列島観光実態調査（以下「令和６年度調査」という。）において利用した調査手法（NTTドコモ・プレミアパネル調査。以下「令和６年度手法」という。）と同等程度の調査能力及び信頼性が担保できるものであること。
- ・調査項目は、令和６年度調査を基本とし（１）、詳細については発注者と協議の上決定する。

（１）令和６年度調査は別紙調査票及び別紙報告書にて示す。

- ・クロス集計を実施し、クロス集計項目は令和６年度調査を基本とし、詳細につい

ては発注者と協議の上決定する。

- ・各市町の必要サンプルは、五島市 1,300 件以上、新上五島町 600 件以上、小値賀町 140 件以上とする。

全国の一般消費者に対する調査

五島列島のイメージ、各市町や観光資源の認知度・来訪意向に関する現状を把握し、今後の観光振興・プロモーション施策に活用することを目的とした調査を実施するもの。

- ・全国の一般消費者に対し、インターネット等を活用したアンケート調査を実施すること。調査手法は、令和 6 年度手法以外とすることに加え、令和 6 年度手法と同等程度の調査能力及び信頼性が担保できること。
- ・調査項目は令和 6 年度調査を基本とし、詳細については発注者と協議の上決定する。
- ・クロス集計を実施し、クロス集計項目は令和 6 年度調査を基本とし、詳細については発注者と協議の上決定する。
- ・本調査における必要サンプルは 3,000 件以上とする。

五島列島の観光関係事業者（観光協会、宿泊事業者、旅行事業者、体験プログラム事業者等）を対象とする調査

国内外観光客の受入れや後継者対策に関する状況を把握し、今後の観光施策立案の参考とすることを目的とした調査を実施するもの。

- ・五島列島各市町の観光事業者等に対し、紙調査票を郵送配付及び回収または、インターネットアンケート調査を実施すること。
- ・調査対象先は五島列島で 330 社（内訳：五島市 239 社、新上五島町 54 社、小値賀町 37 社）とする。具体的な調査先については、受託事業者決定後に示す。
- ・調査項目は、令和 6 年度調査を基本とし、詳細については発注者と協議の上決定する。
- ・クロス集計を実施し、クロス集計項目は令和 6 年度調査を基本とし、詳細については発注者と協議の上決定する。
- ・市町別で調査結果を集計し、各々の結果について分析すること。
- ・必要サンプルは、五島列島で 145 件以上とし、内訳としては、五島市 110 件程度、新上五島町 25 件程度、小値賀町 10 件程度の割合を目指すこと。

（２）調査結果を踏まえた分析・提言

五島列島の観光事業を高め、域内でさらに「もう一泊」してもらえるようにするため、上記（１）における調査結果から課題を分析すること。

調査結果については、五島列島各市町の施策を検討する材料とするため、地域別で分析可能な箇所についてはそれぞれで分析を行い、提言すること。

令和 7 年 10 月 31 日までに調査結果及び分析について、発注者に報告すること。

と。

また、すべての調査結果及び分析結果について、五島列島おもてなし協議会が開催する報告会に出席のうえ、報告及び今後の観光施策について提言を行うこと。

(3) 令和 6 年度調査結果との比較・分析

本業務で得られる調査結果と令和 6 年度調査結果とを比較・分析すること。

比較する項目については、本業務の全調査項目とするが、詳細については発注者との協議の上決定する。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日までに比較・分析の結果について、発注者に中間報告すること。

(4) 業務実施報告書及び同報告書の概要版の作成

上記(1)～(3)の業務内容を取りまとめた報告書及び同報告書の概要版を作成し提出すること。

概要版とは、本業務で作成される業務実施報告書の全体を簡潔にまとめたものであること。

また、報告書及び概要版の提出の前に発注者と内容について協議すること。

4 . 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 3 0 日までとする。

5 . 成果品等

(1) 業務実施内容報告書(A 4 版) : 8 部

(2) 上記(1)の調査データ等を保存した C D - R または D V D - R 等 8 部

納品先 : 長崎県五島市福江町 7 - 1

五島列島おもてなし協議会事務局(長崎県五島振興局地域づくり推進課内)

6 . その他

(1) 業務の実施にあたっては、法令等を遵守すること。

(2) 本業務の経理については、必ず他の事業と区分して実施すること。

(3) 本業務で発生した制作物等の著作権は五島列島おもてなし協議会に帰属する。

(4) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。

(5) 本業務は五島列島おもてなし協議会と十分な協議を行いながら進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度協議を行い、指示に従い作業を進めること。また、五島列島おもてなし協議会は、作業期間中いつでもその作業状況の報告(報告書の作成を含む)を求めることができるものとする。